

愛知学院大学ビジネス科学研究所規程

令和2年4月1日施行

(名称・場所)

第1条 愛知学院大学商学部に、ビジネス科学研究所（以下「本研究所」という）を置く。

英文表記は、The Institute of Business Science Research とする。

(目的)

第2条 本研究所は、商学の各分野及び関連諸分野の研究を目的とする。

(事業)

第3条 本研究所は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 商学に関する理論的、実証的調査研究
- (2) 研究所報の刊行
- (3) 研究叢書の刊行
- (4) 研究会・講演会の開催
- (5) 研究資料の収集・整理・保管及び利用に関する便益の提供
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 本研究所に、所長、副所長及び所員を置く。

(所長)

第5条 所長は、所員総会の推薦により、学長が委嘱する。

2 所長は、本研究所を代表し、本研究所の運営一般を統括する。

(副所長)

第6条 副所長は、所員総会において、所員のなかから選出する。

2 副所長は、研究所事務の円滑な運営をはかり、所長の補佐業務等を行う。

(所長・副所長の任期)

第7条 所長及び副所長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(所員)

第8条 所員は、商学部の専任教員とする。

(研究員)

第9条 本研究所に、所員と共同して研究することを目的として、特任研究員を置くことができる。

- 2 特任研究員は、運営委員会の議を経て、所長が推薦し、学長が委嘱する。
- 3 特任研究員の任期は1年とするが、運営委員会の議を経て更新することができる。
- 4 特任研究員は無給とする。
- 5 特任研究員は、予算の執行はできない。
- 6 特任研究員の待遇、義務及び採用手続きについては、別に定める。

(所員総会)

第10条 本研究所に、運営に関する基本方針を決定し、予算及び決算を審議するため、所員総会を置く。

2 所員総会は、全所員をもって構成し、所長が議長となる。

3 所員総会は、所長が招集する。ただし、全所員の4分の1以上の要求がある場合には、所長は速やかにこれを招集しなければならない。

(運営委員会)

第11条 本研究所に、所員総会において定められた基本方針及び予算に従い、事業の運営に関する問題を議決するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は6名をもって構成し、そのうち4名は、所員の互選により選出する。所長及び副所長は運営委員とし、所長が運営委員会の座長となる。

3 座長は、運営委員会を招集する。ただし、運営委員の要求のある場合には、座長は、速やかに運営委員会を招集しなければならない。

4 運営委員の任期は2年とし、1年ごとに委員の半数を改選する。ただし、再任を妨げない。

(定足数・議決)

第12条 所員総会及び運営委員会は、それぞれの構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 所員総会及び運営委員会の議事は、別に定めのある場合を除いて、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、所員総会においては議長、運営委員会においては座長の決するところによる。

(経費)

第13条 本研究所の経常費は、本大学の年間研究予算その他をもって充てる。予算及び決算は、所員総会の議を経るものとする。

(細則)

第14条 本規程に定めるもののほか、本研究所に必要な細則は別に定める。細則は運営委員会の議を経て、所員総会が承認することを必要とする。

(規程改正)

第15条 本規程の改正は、所員の3分の2以上の出席をもって成立した所員総会において、出席者の3分の2以上の賛同を得、学長が承認することを必要とする。

附 則

本規程は、令和2年4月1日より施行する。なお、「愛知学院大学産業研究所規程」及び「流通科学研究所規程」は本規程の施行をもって廃止する。

本規程は、令和5年4月1日より施行する。